

## 放射線照射ジャガイモの安全性に関する食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省宛ての質問書に対し、各機関から頂いた回答について（意見表明と各機関へのお願い）

本年（2010年）4月に一部の団体より提出された「放射線照射ジャガイモの販売中止の要請」([http://www.sih.jp/menu\\_s.htm](http://www.sih.jp/menu_s.htm))は、照射食品の安全性について国内外で科学的に討議されている内容を歪めて伝えるとともに、照射ジャガイモの安全性にあたかも問題があるかのように主張して、消費者の不安を煽ることにより流通業界に圧力をかけるものであり、消費者全体の利益の観点からも不適切なものではないかと思われました。

一方、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省は、食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進や消費者への的確な情報伝達に責任を負う国の機関であるにも関わらず、一般の消費者への情報提供は、とても十分とは言えません。

科学的事実と乖離した過大な不安を抱くことによって不利益を被るのは他ならぬ消費者です。無用の不安や誤解を解消するために、正しい情報を消費者に丁寧に示してそれぞれの機関の立場でリスクコミュニケーションの推進に力を入れていただきたい、そのような願いから、食品安全委員会委員長、厚生労働大臣、農林水産大臣にそれぞれ質問書を提出し、回答をいただきました。それらをHP (<http://food-entaku.org/kangae.htm#iken>)に掲載するとともに、いただいた回答について私たちの意見を表明させていただきます。

## (1) 食品安全委員会委員長宛の質問書と回答について

<p>小泉委員長への質問書  <a href="http://food-entaku.org/iken/food-entakuQ4-20100523fsc.pdf">http://food-entaku.org/iken/food-entakuQ4-20100523fsc.pdf</a></p>	<p>栗本事務局長からのご回答  <a href="http://food-entaku.org/iken/food-entakuA4-20100607fsc.pdf">http://food-entaku.org/iken/food-entakuA4-20100607fsc.pdf</a></p>	<p>私たちはこう考えます</p>
<p>放射線照射ジャガイモ（JA士幌町の芽どめじゃが）は、厚生労働省が食品衛生法において照射を認可した食品であり、安全が確保されていると認識していますが、食品安全委員会ではどのように認識されていますか？</p>	<p>発芽防止の目的でジャガイモに放射線を照射することは、食品衛生法に基づく規格基準で認められています。</p> <p>この規格基準は平成15年の食品安全委員会の発足より前（昭和47年）に策定されたものであり、食品安全委員会として評価を行ったものではありませんが、現在、世界保健機関（WHO）においては、吸収線量10 kGy までであれば食品の健全性に問題がないとしている一方、我が国の食品衛生法に基づくジャガイモに対する基準では、150 Gy（0.15 kGy）とされています。</p>	<p>厚生労働省が食品衛生法において認可しているJA士幌町の芽止めじゃがは、世界保健機関（WHO）においても健全性に問題がないとしているものであり、食品安全委員会としても、改めて安全性評価をするまでもなく、安全な食品であると考えていると理解しました。</p>
<p>一部の消費者団体が放射線照射ジャガイモの安全性に懸念を持ち、不安を感じて、販売の中止の要請をしている以上、直ちにその安全性について、科学的な知見に基づき客観的かつ中立公正に評価を行い、その結果を公表するべきではないでしょうか？</p>	<p>食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補として食品への放射線照射の安全性について議論された際は、放射線照射されたジャガイモについては、既に厚生労働省が基準を策定していることから、評価案件とはされませんでした。</p>	
<p>放射線照射ジャガイモについて、あたかも安全性に問題があるかのように言い立てられて販売中止を迫られた場合、その言い分の真偽を公的機関の情報で確認しようにも、食品安全委員会のホームページの中には簡単なファクトシートすら見当たりません。誰でも容易にアクセスできる場所に、公正中立な立場で、科学的な事実と、現時点での食品安全委員会の見解を示すべきではないでしょうか？</p>	<p>食品への放射線照射については、放射線照射食品の安全性に関する調査や海外から講師を招聘した意見交換会を行い、それぞれ概要をホームページに掲載しています。調査については食品安全委員会のホームページから「食品安全総合情報システム」→「調査情報」→「平成16年度」、意見交換会については「意見交換会」→「平成19年度開催実績」と進むと御覧いただけますが、容易にアクセスしていただけるよう、ホームページ構成の見直しを検討いたします。</p>	<p>アクセスの仕方もあることながら、その中身の難しさが一般消費者にとっての理解の妨げになっていると思います。</p>

### <食品安全委員会へのお願い>

回答書の中で示された URL の資料は、一般の消費者が読んで理解するのは容易ではありません。

たとえば、平成16年度の調査報告書「放射線照射食品の安全性に関する文献等の収集・整理等の調査報告書」(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/survey/show/cho20050331032>)では、日本や外国で行われた照射ジャガイモの安全性試験の結果やWHOの評価が紹介されていますが、この内容を一般消費者向けに、分かり易いファクトシートなどで解説していただけないでしょうか。

## (2) 厚生労働大臣宛の質問書と回答について

<p>長妻大臣への質問書  <a href="http://food-entaku.org/iken/food-entakuQ4-20100523mhlw.pdf">http://food-entaku.org/iken/food-entakuQ4-20100523mhlw.pdf</a></p>	<p>基準審査課からのご回答  <a href="http://food-entaku.org/iken/food-entakuA4-20100607mhlw.pdf">http://food-entaku.org/iken/food-entakuA4-20100607mhlw.pdf</a></p>	<p>私たちはこう考えます</p>
<p>放射線照射ジャガイモ（JA 土幌町の芽どめじゃが）は、厚生労働省が食品衛生法において認可した安全な食品であるとの認識は正しいですか？</p> <p>もし、「食品照射ネットワーク」が主張するように安全性に問題があるならば、直ちに販売を禁止すべきではないでしょうか？</p>	<p>食品衛生法第11条第1項に基づく「食品、添加物等の規格基準」において、原則、食品に放射線を照射してはならないと定められています。ただし、発芽防止の目的でのばれいしょへの放射線照射については、放射線の線源、種類、吸収線量や再照射防止を規定した上で、認められています。現時点において、この取扱いの変更が必要となるような安全性に関する新しい知見は把握しておりません。</p>	<p>JA 土幌町の芽止めじゃがは、国の研究機関で行われた安全性試験に基づいて許可されたものであるから、放射線の線源などの規定に適合している限り、安全な食品であると厚生労働省は認識していると受けとめました。</p> <p>その規定についても、JA 土幌町の施設では、放射線の線源及び種類については施設検査を受けており、吸収線量については JA 土幌で線量測定を行って照射工程を管理するとともに保健所も定期的にチェックしているとのことなので、十分に安全性が確保されていると理解しました。</p> <p>厚生労働省としては、販売の禁止が必要となるような安全性に関する知見があるとは判断していないので、販売禁止は考えていないのだと受けとめました。</p>
<p>放射線照射ジャガイモについて、あたかも安全性に問題があるかのように言い立てて販売中止を迫られた場合、その言い分の真偽を公的機関の情報で確認しようとしても、厚生労働省のホームページの中には簡単なファクトシートすら見当たりません。誰でも容易にアクセスできる場所に、公正中立な立場で、科学的な事実と、現時点での国の見解を示すべきではないでしょうか？</p>	<p>食品の安全性確保のための取組等については、従来、厚生労働省ホームページの活用等により情報公開に努めており、食品への放射線照射についても、現在までの検討状況等について、ホームページにおいて公開しているところです。また、今般、委託事業として行った「食品への放射線照射についての科学的知見のとりまとめ業務」報告書をホームページに掲載したところですので、ご参照ください。</p>	<p>ご回答の中にあるような厚生労働省の見解が示されている文書は、ホームページのどこにも見つけることは出来ませんでした。</p> <p>食の安全管理に責任を持つ機関としての、国民、一般市民、消費者への説明不足は、大きな問題だと考えます。</p>

### <厚生労働大臣への確認>

長妻厚生労働大臣に対する質問の回答が、食品安全部基準審査課から送られてきました。私たちの質問書と、それに対する回答について、長妻大臣は承知されているのでしょうか？

### (3) 農林水産大臣宛の質問書と回答について

赤松大臣への質問 <a href="http://food-entaku.org/iken/food-entakuQ4-20100523maff.pdf">http://food-entaku.org/iken/food-entakuQ4-20100523maff.pdf</a>	消費・安全局消費・安全政策課 嘉多山課長からのご回答 <a href="http://food-entaku.org/iken/food-entakuA4-20100608maff.pdf">http://food-entaku.org/iken/food-entakuA4-20100608maff.pdf</a>	私たちはこう考えます
放射線照射ジャガイモ、すなわち、北海道JA士幌町産の「芽どめじゃが」は、端境期になっても芽が出ない安全な食品であるとの認識は正しいですか？	ジャガイモは、貯蔵開始後3カ月程度経過したところから休眠が終了するため、温かくなると芽が伸びてしまい、その芽には食中毒の原因となるソラニンという物質が多く含まれます。このため、ご質問で触れられているとおり、ジャガイモの一部について、発芽を抑制するために、放射線照射の技術が利用されております。	芽止めジャガは、具体的な必要性があって放射線照射の技術が利用された食品であることを指摘されたことは重要で、回答をいただけてよかったと思います。
もし、「食品照射ネットワーク」が主張するように安全性に問題があるならば、直ちに市場流通を禁止すべきではないでしょうか？	食品への放射線照射につきましては、食品の安全の観点からの規格基準等について、厚生労働省が所管する食品衛生法で規制されており、また、食品の摂取が人の健康に及ぼす影響についての評価に関しては食品安全委員会が担当していますので、厚生労働省、食品安全委員会から責任をもって回答がなされるものと承知しております。	JAS法の表示義務を守って販売している芽止めじゃがについて、明快な回答をいただけなかったのは残念ですが、消費・安全局のHPにある資料から、照射ジャガイモの市場流通を禁止する理由はないと考えていると理解しました。
放射線照射ジャガイモについて、あたかも安全性に問題があるかのように言い立てて販売中止を迫られた場合、その言い分の真偽を公的機関の情報で確認しようとしても、農林水産省のホームページの中には簡単なファクトシートすら見当たりません。誰でも容易にアクセスできる場所に、公正中立な立場で、科学的な事実と、現時点での国の見解を示すべきではないでしょうか？		消費・安全局のHPで見つけた「食品への放射線利用について」と題した資料はとても分かりやすいので、今後はこのようなコンテンツを一般消費者への説明にもっと活用していただければと思います。

#### <農林水産省へのお願い>

私たちが自ら情報を探したところ、消費・安全局のホームページで、「食品への放射線利用について」(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/training/pdf/091225.pdf>)と題した、とても分かりやすい資料を見つけました。そこでは、次のように明快に説明されています。

- わが国では、じゃがいもの発芽防止の目的でガンマ線を照射することが食品衛生法で認められています。
- 食品に放射線をあてることに関して、専門家による国際会議(FAO/IAEA/WHO 合同専門家委員会)では、「いかなる種類の食品でも、総平均線量が10 kGy以下で照射された食品には、毒性学的な危険性は全く認められない」との結論が出されています。
- WHOは、定められた方法で放射線を使用すれば、新たに生成される化学物質による悪影響も、栄養成分の増減も、従来の加工方法と差がないと報告しています。

さらに、2-アルキルシクロブタノンの安全性についても、次のように明快に説明されています。

「そこで、この物質が食品中にできる量や、安全性について調べられました。その結果を受けて、WHOが次のような結果を発表しています。「食品中にできる量はきわめて少ない。毒性は、たとえあったとしても、きわめて低いか無視できる程度だと考えられる。ゆえに現時点での科学的証拠に基づいて、消費者の健康リスクを損ねないと判断する。これまでの『放射線照射食品は安全であり、栄養学的にも適当である』という結論に疑問を持つような根拠はない」

ぜひ、このような資料を、消費者への的確な情報提供のために活用していただければと思います。